

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【公開番号】特開2011-74693(P2011-74693A)

【公開日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-015

【出願番号】特願2009-228870(P2009-228870)

【国際特許分類】

E 04 F	13/07	(2006.01)
C 09 J	7/02	(2006.01)
C 09 J	101/26	(2006.01)
B 32 B	23/22	(2006.01)
D 06 N	7/00	(2006.01)
D 21 H	27/20	(2006.01)
C 09 J	101/04	(2006.01)

【F I】

E 04 F	13/00	B
C 09 J	7/02	Z
C 09 J	101/26	
B 32 B	23/22	
D 06 N	7/00	
D 21 H	27/20	Z
C 09 J	101/04	

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月2日(2011.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも基材と壁面接着層とを有し、該基材のJAPAN TAPP I紙パルプ試験方法No.1:2000 A法により測定した値が20以上であり、該壁面接着層が基材の一方の面にヒドロキシプロピルセルロースを含む壁紙用接着剤組成物により形成される接着壁紙。

【請求項2】

壁紙用接着剤組成物が、さらにヒドロキシプロピルメチルセルロースを含むものである請求項1に記載の接着壁紙。

【請求項3】

ヒドロキシプロピルセルロースの重量平均分子量が、20万以上である請求項1又は2に記載の接着壁紙。

【請求項4】

ヒドロキシプロピルセルロースのヒドロキシプロポキシル基の置換量が、50~80質量%である請求項1~3のいずれかに記載の接着壁紙。

【請求項5】

全樹脂固形分中のヒドロキシプロピルセルロースの含有量が、50質量%以上である請求項1~4のいずれかに記載の接着壁紙。

【請求項 6】

ヒドロキシプロピルセルロースとヒドロキシプロピルメチルセルロースとの合計に対するヒドロキシプロピルセルロースの含有量が、50質量%以上である請求項2～4のいずれかに記載の接着壁紙。

【請求項 7】

基材が、不織布である請求項1～6のいずれかに記載の接着壁紙。

【請求項 8】

壁面接着層のJIS A 6 9 0 1に規定される石膏ボード(GB-R)に準拠した、石膏ボードに対する剥離強度が、1～7N/25mmである請求項1～7のいずれかに記載の接着壁紙。

【請求項 9】

ヒドロキシプロピルセルロースを含む壁紙用接着剤組成物。

【請求項 10】

さらにヒドロキシプロピルメチルセルロースを含む請求項 9に記載の壁紙用接着剤組成物。

【請求項 11】

ヒドロキシプロピルセルロースの重量平均分子量が、20万以上である請求項9又は10に記載の壁紙用接着剤組成物。

【請求項 12】

ヒドロキシプロピルセルロースのヒドロキシプロポキシル基の置換量が、50～80質量%である請求項9～11のいずれかに記載の壁紙用接着剤組成物。

【請求項 13】

全樹脂固形分中のヒドロキシプロピルセルロースの含有量が、50質量%以上である請求項9～12のいずれかに記載の壁紙用接着剤組成物。

【請求項 14】

ヒドロキシプロピルセルロースとヒドロキシプロピルメチルセルロースとの合計に対するヒドロキシプロピルセルロースの含有量が、50質量%以上である請求項10～12のいずれかに記載の壁紙用接着剤組成物。

【請求項 15】

粘度が、10000～50000m·Pa·sである請求項9～14のいずれかに記載の壁紙用接着剤組成物。

【請求項 16】

壁紙又は壁面に請求項9～15のいずれかに記載の接着剤組成物を塗布し、該壁紙を該壁面にはりつける壁紙の施工方法。

【請求項 17】

壁紙が、JAPAN TAPP I紙パルプ試験方法No.1:2000 A法により測定した値が20以上の基材を有するものである請求項 16に記載の壁紙の施工方法。

【請求項 18】

基材が、不織布である請求項17に記載の壁紙の施工方法。